

吹田市立図書館総合システム機器等賃貸借契約仕様書

1 概要

本仕様書は、本市が図書館総合システム（以下「システム」という。）で使用する機器の賃貸借契約に関するものである。

(1) 賃貸借対象

別紙に記載のものとする。

ア システム機器

イ 機器更新にあたり必要とするソフトウェア

(2) 賃貸借期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

なお、令和7年12月31日までは機器設定期間とし、本契約に基づき納入された機器に対し、別途調達するシステムの導入、設定及び調整作業を実施する。当該期間は、システム構築及び運用保守業務受託者（以下「システム事業者」という。）の作業期間であることから、賃貸借料は発生しないものとする。

(3) 履行場所

本市の吹田市立図書館9館1分室とする。

ア 中央図書館 吹田市出口町18番9号

イ 千里図書館 吹田市津雲台1丁目2番1号

ウ 江坂図書館 吹田市江坂町1丁目19番1号

エ さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号

オ 千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号

カ 千里丘図書館 吹田市千里丘上14番33号

キ 健都ライブラリー 吹田市岸部新町2番31号

ク 北千里図書館 吹田市古江台3丁目8番1号

ケ 山田駅前図書館 吹田市山田西4丁目2番43号

コ 山田分室 吹田市山田西2丁目5番1号

2 機器納入要件

(1) 納入機器

別紙のとおり

(2) 納入場所

本市が指定する場所

(3) 納入時期

受注者は、システム事業者と打合せを行い、システム設定作業の着手までに機器を納入すること。具体的な機器の納入スケジュールについては、本市及びシステム事業者と綿密に協議のこと。

(4) 納入手順

ア 別紙に記載の機器を本市の所定の場所に納入し、動作検証を行うこと。

イ 納入完了にあたり本市が検収を行った後、各機器を納入時の箱に再度格納し、システム事業者に引き渡すこと。

(5) 不良機器への対応

本市の検収の結果、不良と認められた機器は速やかに復旧を行う、又は本仕様書及び別紙の条件をすべて満たした代替機器を納入すること。

(6) 特記事項

- ア システムとして富士通製の iLisfiera を導入するため、正常動作可能な製品を納入すること。
- イ ソフトウェアについてはライセンス認証番号を納入すること。

3 機器保守要件

納入機器が常に完全な機能を保つように、受注者の責任において保守作業を実施すること。

(1) 保守対象

ソフトウェアを含む納入機器のすべて（ただし、本市が指定するものを除く。）

(2) 保守内容

ア 予防保守

受注者は、納入したサーバについて、機器障害を未然に防止するため、予防保守（機器の点検、回線接続部の確認等）及び機器清掃等を年1回以上実施すること。また、必要に応じて付属消耗品の交換を実施すること。作業内容や時期等については事前に本市と協議し、承認を得ること。

イ ソフトウェアアップデート

受注者は、必要となるソフトウェアのアップデートを定期的に行うこと。ソフトウェアのバージョンアップあるいはセキュリティ情報の提供等について、本市及びシステム事業者が可否を判断できる技術情報等を文書にて提示した上で、本市の指示に従い実施すること。

ウ 問合せ窓口の設置

受注者は、機器に関する本市からの問合せに対応できる窓口を設置すること。なお、障害対応、ソフトウェア（OS/OA ソフト等）等の問合せ対応及び問合せ窓口は一本化すること。

エ 障害対応

(7) 受注者は、納入機器及びソフトウェアに障害が発生した場合、速やかに履行場所に技術員を派遣し、保守作業を実施すること。障害発生時の原因の切分けや故障部品の交換など、復旧作業を確実に行うこと。

(イ) 本市又は受注者が障害の重要度及び緊急性が高いと判断した場合は、対応時間外であっても、速やかに技術員を派遣し、障害対応を行うこと。

(ロ) サーバの障害については、原則 365 日 24 時間対応とすること。ただし、緊急性を要しないと本市が判断した場合は、協議の上、対応日時を決定するものとする。

(ハ) 上記(ロ)を除く機器等の障害については、平日午前9時から午後6時までの対応とすること。

(3) 特記事項

ア 本市は必要な範囲において、受注者の保守作業の実施に際し、施設及び機器装置等の使用を認めるものとする。

イ 受注者は、定期交換部品を含むすべての交換部品（ただし、トナーは除く。）を無償で提供すること。また、予備品の保有等により適切かつ迅速な作業を実現すること。

ウ 保守作業に要する器材（用具・工具等）及び技術員の派遣その他、受注者の保守作業に係る費用一切については、本契約に含まれるものとする。

エ 受注者は障害発生時の部品交換により、ハードディスク等の記録装置を交換した場合は、下記4に準じ、適切に処分すること。

オ 受注者は本市の業務に影響を与えないように調整の上、必要に応じて保守作業を実施すること。

4 機器撤去

(1) 引取り

受注者は本契約終了後、無償で納入機器及びその付属品を引き取ること。処分費用等はすべて本契約に含まれるものとする。

(2) データ消去

受注者は、ハードディスク等の記憶装置にロック処理を行い、物理破壊又は乱数を書き込むなどの方法でデータの消去作業を確実にを行い、適切に処分すること。また、作業が完了した旨のデータ消去証明書を本市に提出すること。

(3) 特記事項

ア 受注者は上記(1)及び(2)の作業の詳細について、本市と協議を行うものとする。

イ 上記2の機器納入時における既設機器等の撤去については、本契約に含まない。

5 スケジュール（予定）

本契約のスケジュールは以下のとおりとし、年末年始期間も設置等の作業実施を想定している。ただし、本市の提示するスケジュールに変更が生じた場合、受注者は本市の指示に従うこと。

(1) 機器納入時期 令和7年12月下旬

(2) 機器設置期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

(3) 機器更新に伴う休館期間 令和7年12月下旬から令和8年1月上旬まで

6 各種書類作成及び提出

受注者は、機器納入及び保守作業にあたり、以下の書類を作成し事前に本市に提出すること。また、必要に応じて、作業の進捗管理等を本市に報告すること。

(1) 全体スケジュール

機器納入及び保守作業についての期間全体のスケジュール

(2) タイムスケジュール

機器納入についての作業当日のタイムスケジュール

(3) 体制図

作業責任等を明確にした従事者の体制図

受注者は、体制図に本市との窓口となる作業責任者を明示し、作業ごとの支援体制及び作業内容を報告すること。

(4) 委任申請書

他事業者と協力体制を組織する場合の申請書

受注者は本契約の履行にあたり、他事業者と協力体制の組織を必要とする場合には委任申請書を提出し、事前に本市の承諾を得ること。

(5) 作業完了報告書

機器納入及び保守作業を完了したときの報告書

7 他事業者との協力

受注者は、障害発生時における連絡対応及び調査等、すべての作業にあたり、システム事業者等のシステムに関係する事業者（以下「関係事業者」という。）と協力し、システムの円滑な運用に努めること。なお、障害の原因等が関係事業者によるものである場合には、本市を通じ関係事業者への連絡を行うこと。

8 免責事項

本市による以下のような行為があった場合は、受注者はその責任を負わないものとする。

- (1) 納入機器及びソフトウェアについて、本市が受注者の指示に反する用い方をしたとき。
- (2) 本市の都合により機器及びソフトウェアに変更又は改良を加えたとき。ただし、あらかじめ受注者に対して承諾を得た場合を除く。

9 その他

- (1) 機器納入及び保守作業を実施する上で必要な費用はすべて本契約に含まれるものとし、追加費用は認めないものとする。
- (2) 本契約を履行するにあたり、明らかに必要と認められる作業については、受注者の責任において実施すること。
- (3) すべての作業において、本市の業務に影響がある場合には、受注者は事前に本市に通知し、協議の上、本市の指示のもと作業を実施すること。
- (4) 本仕様書に定めない事項が生じた場合、本市及び受注者双方協議の上で対応することとする。